



八 監 第 1 9 4 号

令 和 4 年 8 月 1 9 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 嵐 芳 隆

令和3年度監査（教育委員会）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置の公表について

令和4年2月2日付け八監第457号により提出した令和3年度監査（教育委員会）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第199条第14項の規定により八千代市教育委員会教育長から通知がありましたので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

対象機関	区分	所見及び措置内容
教育総務課	指摘事項	<p>1 公有財産管理事務の手續について</p> <p>【所見】</p> <p>学校敷地内における電柱及び電話柱等の設置に係る行政財産使用料の納付時期について、八千代市行政財産使用料条例（平成6年八千代市条例第1号）第3条では、「使用料は、使用の許可を受けた際に納めなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。」と規定されているが、使用許可に係る起案文書に特別の理由が示されていないにもかかわらず、使用料の納入期限を許可日の翌日以降の日付としていた。</p> <p>なお、前年度監査においても同様の事例が認められていたことから、今後は、適切な公有財産管理事務を行われたい。</p> <p>【措置内容】</p> <p>令和4年4月1日付け教総第19号「行政財産の使用許可に係る使用料の納入期限について」の起案文書に、市長が特別の理由があると認める事務として、使用料の納入期限を延長する旨を明記した。</p> <hr/> <p>2 土地賃貸借契約について</p> <p>【所見】</p> <p>阿蘇小学校用地に係る土地賃貸借契約全3件について、翌年度以降の支出を義務付ける複数年契約を締結しているため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定による債務負担行為として予算に定めるか、同法第234条の3の規定による長期継続契約として、翌年度以降の予算額に減額又は削除があった場合は契約を解除する旨の解除条項を設けた契約書を作成する必要がある。</p> <p>しかしながら、当該契約は債務負担行為として予算に定められておらず、また、長期継続契約として翌年度以降の予算額に減額又は削除があった場合の解除条項を設けた契約書も作成されていなかった。</p> <p>今後は、適切な契約事務を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（令和2年度監査 指摘事項）</p> <p>上記の令和2年度監査における指摘事項を踏まえ、引き続き適切な契約事務を行われたい。</p> <p>【措置内容】</p> <p>令和4年4月1日締結の土地賃貸借契約書に、翌年度以降の予算額に減額又は削除があった場合に契約を解除する旨（解除条項）を明記した。</p>

対象機関	区分	所見及び措置内容
教育総務課	要望事項	<p>1 適正な事務執行体制について</p> <p>【所見】</p> <p>教育委員会事務局（以下「事務局」という。）において、予算執行や行政財産使用許可申請等の事務処理が適正に執行されていない事例が散見されることから、組織における内部統制が有効に機能しているとは言い難い。</p> <p>このことから、教育委員会の所掌に係る歳入歳出予算及び決算に関することや事務局内の連絡調整に関することを所掌する教育総務課においては、予算執行等の業務に係る法令等の遵守の徹底を周知するなど、事務局内の不適正な事務処理の改善を図るための効果的な対策を講じ、業務の適正性が確保される事務執行体制となるよう努められたい。</p> <p>（平成 30 年度，令和元年度及び 2 年度監査 要望事項）</p> <p>上記の平成 30 年度，令和元年度及び 2 年度監査における要望事項を踏まえ，引き続き業務の適正性が確保される事務執行体制となるよう努められたい。</p> <p>【措置内容】</p> <p>教育総務課では，教育委員会内の会議やグループウェアを通じて予算の適正な執行及び法令遵守の徹底を周知し，かつ，各課からの求めに応じ行政財産使用許可，財務手続，労務管理等の事務処理について助言している。</p> <p>また，総務部職員課で実施する，新規採用職員向けの情報公開・個人情報保護，財務事務，契約事務，会計事務及び文書管理に関する研修を，教員であった職員も受講させることとした。</p> <p>今後も引き続き前記研修の積極的な受講等を通じ，職員の知識向上を図り，適正な事務執行体制に努められたい。</p>
学務課（少年自然の家）	要望事項	<p>1 少年自然の家のあり方の検討について</p> <p>【所見】</p> <p>少年自然の家については，設置の目的から，主に児童生徒が宿泊を伴う利用をしており，安全性には十分な配慮が必要である。</p> <p>しかし，耐震診断の結果，施設の一部において耐震性能の評価基準値を満たしていないとされているにも係わらず，未だに耐震改修等の対応が図られていない状態であるため，施設の必要性も含め，早急にあり方の検討を進められたい。</p> <p>（平成 29 年度，30 年度，令和元年度及び 2 年度監査 要望事項）</p> <p>上記の平成 29 年度，30 年度，令和元年度及び 2 年度監査における要望事項を踏まえ，引き続き施設の必要性も含め，早急にあり方の検討を進められたい。</p> <p>【措置内容】</p> <p>八千代市少年自然の家は，耐震性の不足及び老朽化のため令和 2 年度から休止とした。</p> <p>また，令和 2 年 10 月の公共施設再配置等推進委員会では，八千</p>

対象機関	区 分	所見及び措置内容
		<p>代市少年自然の家を廃止とする方針が定められたことから、八千代市少年自然の家で実施していた児童の宿泊体験学習の必要性を踏まえ、同等の内容を体験でき、距離的にも近い千葉県立手賀の丘青少年自然の家を利用した宿泊体験学習を開始した。</p> <p>宿泊体験学習については、児童及び教職員へのアンケートを行うと共に、PTA役員会及び学校評議員会等からの声を学校を通じて聞かせていただくこととしている。そして、同等またはそれ以上の効果があるかを調べてまとめ、市長へ最終的な判断のための資料として提出する予定である。</p>